

- 1997年9月23日 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）  
「日米共同宣言」を具体化したもの。英訳では「WAR マニュアル」。「極東」以外の「周辺事態」まで含めた日本の軍事的分担を明記。
- 1998年4月28日 新ガイドライン関連三法案審議開始  
「周辺事態法案」「臨時船舶検査法案」「自衛隊法 100 条」
- 1999年5月24日 新ガイドライン関連法成立  
周辺事態法・ACSA（日米物品役務相互提供協定）の改正・自衛隊法の改正

## ■常態化する海外派兵

- 2001年9月11日 アメリカ同時多発テロ事件  
10月7日 アフガニスタン攻撃開始  
米・英軍（有志連合）のインド洋の艦船から戦闘爆撃機による攻撃を開始

- 2001年10月16日 テロ対策特別措置法成立  
11月9日 海上自衛隊の艦船がインド洋に派遣。  
海上自衛隊艦船3隻がインド洋に向けて出航。護衛艦（イージス艦）によるレーダー支援や、補給艦による米海軍艦艇などへの給油等の支援活動



給油中の補給艦「とわだ」（右）と、後方は警戒に当たる護衛艦

- ①協力支援活動 ②捜索救助活動 ③被災民救援活動  
④その他の必要な措置

※海上自衛隊の補給艦からイラク戦争に参加していた米空母キティーホークに給油されたことが発覚 ※航海日誌の破棄

### 初めての戦時の米軍活動支援法

支援対象と支援内容の拡大

- ・アメリカ軍だけではなく、「諸外国の軍隊」と「その他これに類する組織」（1条1項）
- ・武器・弾薬の海上輸送と空輸が可能に。 ・武器使用の拡大

- 2003年3月19日 アメリカ・イギリス軍イラクを攻撃  
5月 アメリカブッシュ大統領「大規模戦闘終結宣言」  
大量破壊兵器は発見されず、イラク国内の治安悪化は悪化。戦闘は続行した。  
7月10日 小牧基地からC130輸送機2機ヨルダンへ派遣。  
「人道支援物資」の輸送のため未成立の「イラク特措法」を前提として派遣。

7月26日、イラク特措法可決・成立

- ①医療、物資補給などの人道復興支援活動  
②駐留多国籍軍を後方支援する安全確保支援活動

※航空自衛隊小牧基地から「イラク復興支援派遣輸送航空隊」としてC130輸送機で派遣。2004年1月から08年12月までにクウェートとイラク間の輸送任務を行う。輸送回数は821回・人員約4万6500人・貨物約673トンを運搬



- 2004年2月 陸上自衛隊イラク派兵開始  
2004年12月と05年12月に、1年ずつ派遣期間が延長され、基本計画を変更

12月10日 防衛大綱閣議決定

抑止重視から対処重視に転換し、国際貢献活動を基本任務明示。基盤的防衛力は維持。弾道ミサイルや特殊部隊・工作船による攻撃への対処、島嶼部侵攻への対応など新脅威や多様な事態に対し、即応性機動性、多目的性を備え、統合運用能力・情報機能を強化した防衛力を整備